

令和7年度 守口市特別会計介護保険事業予算

令和 7 年度守口市特別会計介護保険事業予算

令和 7 年度守口市の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,054,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		3, 7 1 3, 3 6 0
	1 介護保険料	3, 7 1 3, 3 6 0
2 使用料及び手数料		1, 3 7 6
	1 手数料	1, 3 7 6
3 国庫支出金		4, 2 3 6, 2 9 6
	1 国庫負担金	3, 1 9 2, 7 0 1
	2 国庫補助金	1, 0 4 3, 5 9 5
4 支払基金交付金		4, 6 6 3, 6 2 9
	1 支払基金交付金	4, 6 6 3, 6 2 9
5 府支出金		2, 4 6 9, 7 3 8
	1 府負担金	2, 3 6 0, 3 1 4
	2 府補助金	1 0 9, 4 2 4
6 財産収入		1, 3 0 2
	1 財産運用収入	1, 3 0 2
7 繰入金		2, 9 6 5, 3 2 8
	1 一般会計繰入金	2, 9 6 5, 3 2 8
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2, 9 7 0
	1 延滞金、加算金及び過料	5 0
	2 雑入	2, 9 2 0
歳 入	合 計	1 8, 0 5 4, 0 0 0

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		5 0 5, 4 3 0
	1 総務管理費	3 8 7, 9 7 6
	2 介護認定審査会費	1 1 7, 4 5 4
2 保険給付費		1 7, 0 8 6, 1 9 3
	1 保険給付費	1 7, 0 8 6, 1 9 3
3 地域支援事業費		4 3 5, 8 2 4
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1 5 9, 6 6 5
	2 一般介護予防事業費	2 6, 8 4 4
	3 包括的支援事業・任意事業費	2 4 9, 3 1 5
4 基金積立金		1, 3 0 2
	1 基金積立金	1, 3 0 2
5 公債費		7, 0 0 0
	1 公債費	7, 0 0 0
6 諸支出金		1 5, 2 5 1
	1 償還金及び還付加算金	1 5, 2 5 1
7 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出	合 計	1 8, 0 5 4, 0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険 関 係 帳 票 作 成 及 び 封 入 封 緘 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	16,744 千円